

令和6年度第5回白井市指定管理者選定審査会 会議録（概要）

1. 開催日時 令和6年8月20日（火）午後1時15分から午後4時
2. 開催場所 白井市役所本庁舎2階 災害対策室2. 3
3. 出席者 寺嶋会長 清水副会長 上田委員 中川委員 坂巻委員 山下委員
4. 事務局 公共施設マネジメント課 鈴木課長 八木主査 鈴木主事
高齢者福祉課 奥村課長 増田主任主事
5. 申請団体 公益社団法人白井市シルバー人材センター（3名）
6. 傍聴者 なし（非公開）
7. 議題 議題1 白井コミュニティセンター・白井児童館の指定管理者の候補者の選定および答申について
議題2 高齢者就労指導センターの指定管理者の候補者の選定について
8. 議 事

●事務局

それでは、皆様、お集まりいただきましたので、ただいまから令和6年度第5回指定管理者選定審査会を開催いたします。

本日はお忙しい中、御出席いただき誠にありがとうございます。

本日のスケジュールは、次第に基づき二つの議題について審議し、16時30分の終了を見込んでおります。

なお、本会議は、審査に関する情報のため非公開となります。

それでは、開会に当たりまして、寺嶋会長から御挨拶をいただきます。寺嶋会長、よろしくお願いいたします。

●会長

本日もお暑い中、お集まりいただきまして、本当にありがとうございます。今回、第5回選定審査会となります。しっかり審査していきたいと思います。よろしくお願いいたします。

●事務局

寺嶋会長、ありがとうございました。

それでは、ここで本日の資料を確認いたします。一番上から次第になります。次、本日のスケジュールの書いた資料が1枚あります。資料1と右上に書いているものが、白井コミュニティセンターの候補者選定についての答申になります。次の資料2が、本日の高齢者就業指導センター指定管理者候補者選定審査票の案になります。次にありますのが、価格評価の計算式になります。最後に、令和5年度モニタリング評価表A3でつけてございます。

当日の資料なのですが、事前に配付していないものが資料1になりますが、こちらは8月6日の白井コミュニティセンターの指定管理者の候補者の選定結果について答申案にまとめたものでございます。選定する候補者がいないため、評価結果だけをまとめたものになります。

また、モニタリング評価表は、応募団体が現指定者の1団体であったため、追加しております。先日、送付させていただきました募集要項、申請団体からの申請書、条例はお持ちでしょうか。大丈夫でしょうか。

続きまして、本日の審査会の出席者を御紹介します。本日は、高齢者就労指導センターの指定管理者の候補者の選定を行います、施設の所管課であります高齢者福祉課の奥村課長です。

●高齢者福祉課長

奥村です。本日は、審査のほう、よろしくお願いいたします。

●事務局

担当の増田です。

●高齢者福祉課

増田です。よろしくお願いいたします。

●事務局

本日は、このような体制で審議をお願いしたいと思います。高齢者福祉課の職員は、議題2で高齢者就労指導センターの指定管理者の募集について説明を行います。

それでは、これから議事進行を会長にお願いし、議題に入ります。会長、よろしくお願いいたします。

●会長

それでは、お手元の次第により、議題に入りたいと思います。

初めに、議題1、白井コミュニティセンターの指定管理者の候補者の選定及び答申について、事務局から説明をお願いいたします。

●事務局

議題1、白井コミュニティセンターの指定管理者の候補者の選定及び答申について説明いたします。資料1を御覧ください。

指定管理者の候補者の決定のフォーマットに前回の審議結果をまとめて作成したものです。今回は選定する候補者がいないため、審査結果のみをまとめたものになります。

1枚めくっていただいて、裏面です。1ページ目が表紙に、市の答申書の様式となっております。今回は、選定する候補者がいないことを答申するものとなります。

1枚めくっていただきまして、裏面が今までの典型的な表現となっております。2段落目で、サービス等の評価点数が最低評価基準点5点掛ける審査項目15項目掛ける3人の225点を上回っておりますが、団体の経営状況の審査項目の合計点数が最低評価基準点数

である審査員3名掛ける5点の15点以上であることが条件となりますが、10点であり、条件を満たしていないため選定する候補者がいないことを記述しております。この非選定の理由は、公表している審査手順に記載されているものとなります。

続きまして、3ページ目、こちらの点数につきましては、事務局で提出していただいた審査結果を入力し、確認しております。選定理由の記載は今回はございません。審査結果のみとなります。答申案について説明は以上です。

答申案の決定をお願いいたします。決定いただいた後は、例年どおり文書で市長に答申を行います。

以上となります。

●会長

ありがとうございました。

それでは、委員の皆様で、事務局が作成した答申案につきまして、修正や内容を確認したい箇所がありましたら、挙手の上で質問をお願いいたします。いかがでしょうか。大丈夫ですかね。

では、以上の結果を基に答申案として決定するということで進めたいと思います。では、お願いします。

●事務局

ありがとうございました。本日付で答申いただくことといたします。

●会長

では、続きまして、議題2、高齢者就労指導センターの指定管理者の候補者の設定について、事務局から説明をお願いいたします。

●事務局

議題2、高齢者就労指導センターの候補者の選定について、事務局から御説明いたします。

本日、この議題で決定いただきたいのは、審査表の決定、指定管理者の候補者の選定及び選定理由です。審査票について、御説明いたします。お手元の資料2を御覧ください。

資料2は、高齢者就労指導センターの審査票案になります。サービス等の評価点数の配点が10点掛ける12項目、5点が1項目で、125点満点となります。また、総評価点数は141点満点となります。

これまで審査いただいた公民館等の審査票と異なる点は、利用料金がありませんので、利用料金の10点満点の項目が一つ削除されておりまして、もう一つは、市民活動実績についても該当がありませんので、5点満点の5が一つ削除されています。審査票の決定について、御審議願います。

●会長

では、委員の皆様で、審査表の内容についての質問や事務局に内容を確認したい箇所等

ありましたら、質問をお願いいたします。いかがでしょうか。

私から1点だけいいですか。市民活動実績について該当がないので、項目が1個削除ということですが、これはどういう。利用料金のほうは無料ということなので、削除は分かるのですが、市民活動実績のほうは、どういう理由で該当がないというのは。

●事務局

今回、募集要項で、事業の計画に沿った管理を安定して行う能力を有するものであることの審査基準の中に、市民活動の実績を入れていないので、審査項目にはしていないところでございます。

●会長

分かりました。ありがとうございます。

その他、御質問いかがでしょうか。

お願いします。

●〇〇委員

参考の非公開資料2の評価価格設定提案額の計算についてというところでお尋ねします。市の見込み額、これは、どのような根拠というか、どのような計算方法で見込み額を計算するのですか。

●高齢者福祉課長

指定管理料の予定限度額、上限額になりますが、こちらの算定につきましては、これまでの事業実績を参考に、事業科目ごとに精査いたしまして算定しております。

●〇〇委員

多分そういうお答えになるのではないかと思っていたのですが、そうすると、仮にA社さんが、去年の実績の金額がA社さんの中でつくられた金額であつたら、それを参考に若干、上乘せするみたいな形ですか。2社だったら適正な金額とか精査できると思うのですが、1社で中をよく見ていなくて、それで精査するというのは、結構、素人目には難しいかなと思ってお尋ねしたかったのですが。というのは、今度、次に応募者の提案額がまた全く同じじゃないですか。これが不思議だったのですが、この辺は、どうして見込み額と提案額が全く同じになっているのか教えていただいてもいいですか。

●高齢者福祉課長

見込み額につきましては、これまでの事業実績を基に積算しています。提案額につきましては、事業者が1社しかおりませんので、上限額で提案しているものと思います。

●〇〇委員

それが妥当だと仮定して、それに若干、物価分とかを上昇して計算したという。それは何となく推測できます。すみません、白井市民なものですから、余計に。

●高齢者福祉課長

提案と何で同額になるかというところですね。

●〇〇委員

過去、提案額と見込み額が同じになるような指定管理者のケースを見ていないものですから、見ていないというか、あったのかもしれないですけど、私は気づかなかったものですから、何でだろうなと思いました。

●高齢者福祉課長

1社指定であるため、同じ額になっているというところですよ。

●〇〇委員

ということは、あらかじめ、この金額で行くよみたいな感じですか。

●高齢者福祉課長

それは、していないのですけれども。

●〇〇委員

この高齢者就労指導センターというのは非公募ですよ。

●高齢者福祉課長

そうです。

●〇〇委員

非公募でシルバー人材センターにということですよ。

●高齢者福祉課長

そうです。

●〇〇委員

非公募なのでということだと思います。

●〇〇委員

非公募だと、だから金額は、あらかじめ通知されているということですか。

●〇〇委員

それは募集要項に。

●〇〇委員

でも、それは通知されている金額というより、見込み額より下回っていることが条件だとは書いてあるのだけれども、見込み額は非公開だろうなと思っていないと、切磋琢磨しないと思ったのですけれども。分かりました。

●会長

見込み額は、応募者にも通知されているのです。

●高齢者福祉課長

上限額は通知しています。

●〇〇委員

分かりました。

●会長

多分、非公募ということなので、シルバー人材センターとしても、この見込み額以下にするメリットというか、動機が全くないのだと思うのです。だから、満額使い切るように、シルバー人材センター側が増えた分を配分するみたいな予算を組んでいるということだとは思いますが。

そういう意味で、審査の体をなしていないというのは、あるかなとはちょっと思いますが、そういうことかなとは思いますが。よろしいでしょうか。

●〇〇委員

分かりました。

●会長

その他、御質問いかがでしょうか。

では、問題ないようですので、審査票を決定することとしたいと思います。

では、事務局から審査票の配付をお願いいたします。

●事務局

ありがとうございます。それでは、今回決定していただいた審査票を配付いたします。

●事務局

ただいま配付させていただいた審査票には、あらかじめ申請団体名と14番の提案額の審査の点数が入っているものになります。先ほども話にございましたが、市の見込み額と提案額が同額であるため、こちらの項目は、計算式に当てはめると0点ということになっております。

審査票の説明は以上となります。

●会長

審査方法につきまして、事務局に確認することはございますか。大丈夫ですか。

では、ないようですので、審査に入りたいと思います。

では、事務局から説明をお願いいたします。

●事務局

それでは、高齢者就労指導センターの指定管理者の候補者の選定に関する審査について説明をいたします。

初めに、候補者の選定に当たり、施設担当課の高齢者福祉課から、本日審査する高齢者就労指導センターがどのような施設なのか、その施設の設置目的と概要について、指定管理者を募集するに当たり、市がどのように募集をかけ、どんな団体から申請があったか、応募資格や提出書類に不備がなかったのかについて説明をしていただきます。

それでは、奥村課長、よろしくお願いいたします。

●高齢者福祉課長

それでは、白井市高齢者就労指導センター指定管理者選定審査に関しまして、施設の概要、募集の状況及び資格審査の結果等について御説明させていただきます。

その前に、募集要項の中に1点だけ訂正をさせていただきます。16ページを御覧ください。

7の人員配置等についての(1)の事務職員(副管理者)の勤務形態について、常勤と記載されておりますが、こちらは正しくは、常勤または非常勤となります。お手数をかけて申し訳ありませんが、訂正のほどよろしくお願いいたします。

それでは、説明に移らさせていただきます。1ページを御覧ください。

まず、施設の概要ですが、施設名称は白井市高齢者就労指導センター。所在地は白井市清戸765番地の2でございます。高齢者が健康で生きがいのある自立した生活を送るため、高齢者の就労に必要な技能の習得及び教養の向上に資することを目的として、平成12年に設置した施設でございます。建物概要、施設の内容につきましては、こちらの記載のとおりでございます。2ページ目を御覧ください。

施設の基本方針でございますが、高齢者が健康で生きがいのある自立した生活を送ることができるよう支援する施設として、機能等を有効に活用し、利用者に対する柔軟なサービス提供や各種講座の充実、実施などを図るものとしております。

続きまして、3ページを御覧ください。

指定の期間と指定管理料見込み額でございますが、指定管理の期間につきましては、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間となります。2年間の指定管理料の見込み額は、税込で1,264万8,000円となっております。

続きまして、ページが飛びまして、12ページを御覧ください。

指定管理が行う業務について記載しております。施設の運営に関する業務、施設の管理に関する業務及びその他の業務を行うものとします。

13ページから14ページを御覧ください。

3、施設の運営に関する業務としては、アの利用に関する業務、イの事業運営に関する業務とします。

なお、事業運営に関する業務としては、高齢者の就労に必要な技能の習得事業と各種講座と高齢者の教養の向上を図る事業となります。詳細につきましては、記載のとおりになります。

15ページを御覧ください。

4、施設の管理に関する業務としては、保守管理業務や施設維持管理業務等になります。こちらも詳細については記載のとおりです。

募集の状況について御説明いたします。まず、今回の白井市高齢者就労指導センターの指定管理者の募集につきましては、非公募として1社指定といたしましたので、その理由から御説明いたします。

公の施設の指定管理者制度導入に関する指針において、地域の活力を積極的に活用した管理運営を行うことにより、サービスの向上や効率化、または地域の活性化が図れるな

ど事業効果が期待できるときは、非公募にすることができるとされております。白井市高齢者就労指導センターと1社指定しました公益社団法人白井市シルバー人材センターの設置目的及び事業内容につきましては、ともに高齢者の就労に必要な技能の習得や教養の向上に資することを目的とするもので、両センターとも、就労機会につながる事業を展開する上では、一体的に事業を行うことで、共有する部分を生かしつつ事業展開ができるため、事業の効率化やサービスの向上が期待でき、高齢者が健康で生きがいのある自立した生活の持続につながるものと考えております。

また、これまで5回の更新につきましても、同理由により同法人を1社指名しており、管理の実績におきましても、特に問題なく良好であるため非公募とし、1社指定したものになります。

募集の日程につきましては、7月1日から募集要項の配布期間、7月22日から31日までを申請者の受付期間とし、指名した公益財団法人白井市シルバー人材センターから申請がございました。

最後に、資格審査の報告をさせていただきます。4ページを御覧ください。

7の応募の資格ということで、資格要件や制限事項を記載しておりますが、申請者の資格要件につきましては、法人の履歴事項全部証明書や定款により、白井市内に事業所を有し、市内を中心に活動していることを確認しており、資格要件を満たしております。

また、7項目の制限項目を設けておりますが、該当事項はなく、契約書の提出はされておりますので、適合しているものと判断しております。

なお、5ページから6ページにかけて記載しております申請書類につきましては、全て整っております。

以上のことから、申請のありました公益社団法人白井市シルバー人材センターについて、指定管理者の選定を行うに当たり、白井市高齢者就労指導センターの設置及び管理に関する条例第12条の規定により、指定管理者選定審査会の審査をお願いいたします。

以上で説明終わります。よろしくお願いいたします。

●会長

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして委員の皆様から御質問等ございますでしょうか。

お願いします。

●〇〇委員

期間なのですが、今回2年間なのですが、その2年間という理由。今までも2年間でしたっけ。

●高齢者福祉課長

今までは5年間としておりました。

高齢者就労指導センターは公の施設として設置していますが、講座以外の利用につい

ては、公益社団法人シルバー人材センターや、その会員の利用にとどまっております、市が施設を管理する効果等を比較しまして、市と指定管理者ともに事務負担が過剰となっている課題がございまして、施設を有効で効率的に管理する方法との検討をこれから行っていく予定でございまして、検討が出ましたら速やかに実行するために、指定管理期間は原則5年のところを今回は2年間ということにさせていただいております。

●〇〇委員

ということは、令和10年から、また別の形態になるということで。

●高齢者福祉課長

そのところを検討していくのに、一度、区切らせていただくというような形です。

●〇〇委員

分かりました。あと、利用料金というのが、会議室とか研修室とか借りるのに、かからないですね。その理由はあるのでしょうか。シルバー人材センターで行っているものに関して、使っている割合がすごく多いとは思いますが、サークルさんとか見ていると、サークルの利用とかもあるみたいなのですけれども、ほかのセンターは利用料かかるような感じなので。これ、会員が限定で使えるというものではないですね。

●高齢者福祉課長

会員限定ではありません。ほかの施設ですと、施設使用料などを頂き、貸し出しているものと思いますが、この就労指導センターにつきましては、高齢者の就労に役立たせることを目的とした施設ということで、会議室などの利用も限定させていただいているため、利用料については無料で、頂いていないような状況です。

●〇〇委員

分かりました。ただ、ほかの施設とか、軒並み利用料が上がっていたりとか、憩いの家とかも。

●高齢者福祉課長

憩いの家は無料です。

●〇〇委員

それと同じような位置づけという感じなのですか。

●高齢者福祉課長

はい。そうです。

●〇〇委員

高齢者に対して、そういうのを取らないという。

●高齢者福祉課長

はい。そうです。

●〇〇委員

分かりました。あと、もう一点なのですが、13ページの施設の運用に関する業務のとこ

ろで、運営方針のイのところで、自主事業が年7講座以上で10回以上の実施となっていると。これは、これ以上は絶対やってくださいよということ。

●高齢者福祉課長

はい。

●〇〇委員

この回数というのはどういう。ずっとそうだったのだと思うのですが、これはどういった基準というか。

●高齢者福祉課長

回数については最低限この回数をやっていただきたいということで、7講座、10回以上としています。実績としてはもう少しやっていたところですよ。

●〇〇委員

分かりました。ありがとうございます。

●会長

その他、御質問いかがでしょうか。

お願いします。

●〇〇委員

恐れ入ります。3ページ御覧いただけますか。3ページの参考と書いてあるこの経費の実績額、3ページの参考の直近3年の経費の実績額と書いてあるのですけれども、この令和4年度、ここの人件費がほかと比べて少ない原因というのは何だったのですか。売り上げというか、指定管理料も大体同じで、施設管理費も大体同じで、人件費だけが変動があるなどと思って。本来、実績としてここに載っている以上は、市のほうでもきちんと、これだけの大きな数字の変化ですから、把握されていると思って、市の御担当者様にお尋ねしているのですね。

●高齢者福祉課長

おっしゃるとおり〇〇〇ぐらい少ない実績になっておりますが、理由については把握しておりません。

●〇〇委員

本来は、指定管理者の方に聞けば済むのですけれども、ここにわざわざ参考として書かれていて、なおかつ、市のほうで載せているということは、把握しているという理解の下で載せているというふうに思っただけなのです。

逆に言ったら、もしかしてこの4年のやり方でやっても大きな支障がなければ、この人件費の妥当性は、どこにあるのかということになっていくと思うのです。そういう意味で今お尋ねしたのですけれども。でも、分かりました。御回答が出ないようなので、これは一旦、質問は打ち切らせていただいても結構です。

●会長

その他、御質問いかがでしょうか。

お願いします。

●〇〇委員

私は、多分シルバー人材センターというのは、非常に特殊な団体なのだろうと思うのですけれども、設立の当時というのは、市のほうで出資して団体をつくったのですかね。その後、公益化したという形で捉えていいのでしょうか。

●高齢者福祉課長

設立当時の経緯をここで確認ができないので、後ほどとかでもよろしいでしょうか。

●〇〇委員

特にこの場でお答えしていただければ、それはそれで、また多分、何かしらの出資があると思うのですけれども。その中で、例えば今回の高齢者就労指導センター、これが公の施設の中に、多分シルバー人材センターそのものが、間借りというか、実際には、団体そのものがその中に入って活動しているという状況ですよね。この応募の条件の中に、市内に本店、支店、営業所云々書いてありますけれども、多分この辺をわざわざ入れる必要がなく、そこの運営を当初から、その団体に任せているような、そういったような活動形式で多分シルバー人材センターというのは成り立っているんじゃないかと思うのですけれども。

そういった中で、あえて、先ほどのこういった指定管理の中に応募する必要があるのかというのは、その辺のところはやっぱり疑問で。ましてや非公募で1団体でできるのであれば、こういったような指定管理選定委員会にかけると必要のないようなものなのではないかなというふうに思うのですけれども、その辺はどうなんでしょう。

●高齢者福祉課長

そもそものお話になってしまうかと思うのですけれども、そういった部分も含めまして、今のやり方を見直していく、効率的に運営していくために、今後、指定管理を続けていくのかも含めまして、その検討をしていく予定であります。

●〇〇委員

あくまで今回は、今後、検討していくための2年間のつなぎという形での指定をすること、募集をかけたということによろしいですか。

●高齢者福祉課長

そうです。

●〇〇委員

分かりました。

●会長

今の諸々の質問、全体的にそうなのですけれども、前も言ったような気がするのですが、特殊な背景がある案件の場合は、事前に説明をいただくと非常にありがたいですね。

今回、明らかに非公募ですし、今、言いたみたいな背景を全く知らなかったわけなのですよ。今の感じからすると、取りあえず、そもそも指定管理にしないかもしれないし、直営するかもしれないしみたいな検討をする時間が欲しいということなのですよ、恐らく。今、やめて2年間、空白にするのももったいないから、取りあえずつないでほしいという案件なわけですよ、恐らく。

そういうのだから、特に指定管理料についても、直近の歳出見ると、見込み額、単年度で600万ぐらい出していますけれども、歳出見ると、直近3年間で600万なんか全然行っていないわけなので、多分、その辺の内訳も、さっき精査されていると言いましたけど、恐らくされていないと思うのです。そういうことであれば、読む見方も全然違うわけじゃないですか。というのがあるので、そういう背景があるのであれば、事前に教えてください。お願いします。

●高齢者福祉課長

申し訳ありません。

●会長

このメンバーは、これで終わりでしたか。次回で終わりでしたか。

●事務局

9月にもう1回あります。

●会長

に、なるのであれなのですけれども、新しいメンバーの方でもそれは変わらないので、そういう特殊な背景のある案件であれば、それは背景をちゃんと事前に周知していただいて、こういうふうに読んで審査してくださいというのを周知をお願いします。

その他、御質問いかがでしょうか。大丈夫ですか。

では、事務局のほう、続きをお願いいたします。

●事務局

それでは、これより5分間の休憩といたします。休憩後、申請団体の準備が整い次第、審査に入りますので、あちらの時計で1時55分までに席にお戻りください。

それでは、一度休憩にいたします。

(休憩)

●事務局

それでは、これから高齢者就労指導センターの指定管理者の候補者の選定に関わる審査を開始します。

審査に当たり、事務局から留意事項を申し上げます。

まず時間ですが、審査は団体からのプレゼンテーションが30分、委員からの質疑が30分、

合計60分とします。プレゼンテーションについては、団体の概要書、事業計画書、収支計算書の順で行い、必ず資料右上のページ番号をおっしゃってから説明してください。

審査は、事業計画書、収支計算書ごとに行います。よって事業計画書から逸脱したプレゼンテーションは、適正な審査ができなくなるため、御注意願います。

また、事務局がベルを鳴らしましたら終了5分前の合図です。2回目のベルで30分経過となり、そこでプレゼンテーションは終了となりますので、併せて御注意願います。

それでは、これより審査を始めます。プレゼンテーションは、後ろにあります会議室の時計で1時28分までといたします。よろしくお願いします。

始めてください。

●シルバー人材センター

どうも、シルバー人材センター〇〇と申します。本日はよろしくお願いいたします。それでは、座った状態で御説明させていただきます。

こちら、事前に申請した書類の2ページのインデックス4のところを御覧ください。

まず団体の概要に関しまして、こちらで御説明させていただきます。シルバー人材センターは、各47都道府県に統括機関として連合会があり、それらの統括として、公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会が設置されております。全国に1,341団体があり、約67万人の会員が活動しており、千葉県では、千葉県シルバー人材センター連合会が、各市町村48団体、2万1,000人を統括しております。

当公益社団法人白井市シルバー人材センター、以下、センターと御説明させていただきます、は、平成11年度に設立し、平成24年度より公益社団法人として活動を行っております。

センターは、60歳以上の会員登録をした方に就業の提供を行っており、提供する就業は、働き方としては、主に請負によるものと派遣によるものがございます。発注者は、主に市役所、市内企業、一般家庭等からの依頼があり、その他センターの独自事業として、手工芸班が主に縫製の事業を行っております。

続きまして、8ページ目から始まります様式5のところの御説明をさせていただきます。

こちらの様式5につきましては、令和7年度から8年度までの2年間分を合わせて記載をさせていただきます。

1枚めくっていただきまして、9ページ、こちら様式5-1、管理運営の基本方針について御説明いたします。

こちら、下の内容のところの2のところの事業目的の推進のところについてですが、事業目的の基本方針については、(1)から(4)まで記載しておりますが、主な運営方針といたしましては、各種講習会の企画、実施により、多くの市民の参加を促し、技能、教養の習得が図れるようにいたします。

(2) 就労事業の推進については、高齢者の就労に結びつく一つの方法として、当センターへの入会を講習会受講者に勧め、就業に結びつけていくことも推進しております。

(3) 利用者の公平性についてにつきましては、講習会等で多くの市民に公平に施設を利用できるようにするため、より多くの市民に周知できるよう、広報しろい掲載をはじめ、市内各施設へのポスターやチラシの掲示等を利用し、周知を図っております。

また、講習会受付に関しては、先着順ではなく抽選としております。

続きまして、(4) 安全への配慮については、講習会開催時に受講生の安全についてを最優先に考慮し、万が一に備え、傷害保険及び賠償保険への加入も行うものとしております。

続きまして、1枚めくっていただきまして、10ページ、様式5-2のところの市民サービスの向上方法について御説明いたします。

下の内容の2の(2)のところになりますが、受講者アンケート調査により、受講生の意見要望を把握しており、得られたデータと実際の運営上で得られた情報を併せまして、開催する講習会へ反映させていただいております。

例といたしましては、刃物研ぎ講習会がうちのセンターで人気がありまして、申し込みが多かったため、講習会の回数を増やしました。

また、指定管理予算外でも、就労につながる講習会として、センター独自の講習会を企画実施しております。

こちらのほうが、基本的には梨の栽培技能講習会等々となります。

続きまして、11ページを御覧ください。

こちらの11ページ、様式5-3、利用者ニーズの把握方法と対応について御説明いたします。

下の内容の(1)、①アンケート調査の実施につきましては、主に講習会受講者には、まず講習会最終日にアンケートを行い、満足度や要望等、中身といたしましては、講習の分かりやすさ、理解度、時間の長さ、受講人数等々について寄せていただき、また、②の講習会受講6か月後の動向調査にて、受講の成果をどのように活用しているのか、どのような講習会、就労に役に立つものと生きがいにするもの、どちらがいいか把握に努めております。

(1)の③のふるさと祭りのイベントの参加時に、来場者の方への認知度調査等も行っております。こちらの結果等につきましては、以後の講習会に反映させ、苦情、改善要望等に関しても真摯に受け止め、対応に努めておりますが、大きな苦情、クレーム等は特にございませんでした。

続きまして、1枚めくっていただきまして、12ページ、様式5-4、自主事業の実施計画について御説明させていただきます。

これまでの受講者の傾向やアンケート調査から、講習会実施計画をこの先の13ページ

以降のところで、一応策定させていただいております。

この12ページの2－(2)のところの特徴のある地域の特性を生かした講習会のところにつきましては、白井市の地場産業でもあります梨技能講習会。受講生は、講習を受講しながらセンターへ入会される方も多くなっております。

続きまして、(2)の③のところですが、植木剪定、草刈機取扱い講習に関しては、御自宅での作業について学びたいということで応募される方も多いですが、自治会での活動や、センターのほうに入会して、会員として就業されている方もいらっしゃいます。

それ以外でも、記載されている講習のほかに、新企画の講習会や人気講習の追加開催も実施する予定にしております。施設内に講習会の情報とともに、センター会員の活動状況、就業情報やサークル、ボランティア等の情報を掲示し、就業活動の選択肢の一つとして周知を行っております。

続きまして、先に行きます。17ページになります。

17ページの様式5－5。緊急時の対応について御説明いたします。こちら、緊急時の対応については、次のページからなります18ページからの緊急時対応マニュアルを基に実施をさせていただいております。

また、日常的な防犯等に関しましては、25ページの横書きとなっております。こちらのほうが、館内点検表を用いまして、戸締りや電気の消し忘れ等の注意をしております。こちらについては、職員が交代で行っておりまして、17時の時点と、最終退館者が退館時に再度点検を行うこととしております。

また、管理上の事故の備えといたしまして、賠償責任保険や傷害保険に加入をさせていただいております。

続きまして、ページ数が27ページ、こちらの様式5－6、利用促進の方法について御説明させていただきます。

こちら講習会の利用の促進につきましては、この下の内容のところにあります2－(1)の①から⑧のところに示しております。

従来から行っております広報しろいの掲載に加えまして、地域のコミュニティ誌やシルバー人材センターの機関誌等への情報掲載も行っているほか、市内各所へのポスターやチラシの掲示を行っており、公共機関はもとより、スーパーやコンビニ、駅や郵便局などの金融機関にも協力をいただいております。また、現在では、センターのホームページ等々も活用してPRのほう行っております。

続きまして、次のページの28ページを御覧ください。

こちら28ページの様式5－7のところですけれども、こちらにつきましては、管理運営経費の削減方法について御説明させていただきます。

こちらにつきましては、施設内の設備などの外部委託等、必要に応じて見積もり合わせの実施や、講習会などでは可能な場合は、センターの会員を講師として起用いたしまして、

コストの削減に努めていきます。

また、資料などの作成に当たりましては、必要以上のカラーコピー等々の使用はせずに、それに伴いペーパーレス化や施設内の節電を行うなど、日常的な経費の削減も行っています。

続きまして29ページ、様式5－8、2を御覧ください。

こちら29ページ、様式5－8のところでは、類似施設の運営実績について御説明いたします。

こちらにつきましては、類似施設の運営経験はございませんが、白井市高齢者就労指導センターの設立されたのが平成12年で、12年度より管理運営のほうを継続させていただいております。

また、こちら82ページなのですけれども、後ろになります。82ページの運営実績等のところになるのですけれども、これまでの年度ごとの管理の実績と、この後ろのところからの83ページから109ページ。この中が全て令和5年度の活動実績のほうを掲載させていただいております。

また、今度ページが戻ります。30ページ、様式5－9となります。施設設備の維持管理について御説明させていただきます。

こちらにつきましては、次からの31ページから39ページに載せさせていただいております施設設備の管理様式に基づいて維持管理を外部委託させていただいております。

こちらの委託先に関しましては、先ほど申し上げましたとおり、経費の削減を念頭に置かせていただくこととともに、専門性のあるものであったり、安全性、保全の安定性の観点から、設置業者と同一業者による保守管理を行うことも含めて検討いたします。

続きまして、40ページの様式5－10のところの御説明をさせていただきます。

こちらは、管理体制（職員の配置、研修計画等）について御説明させていただきます。

こちらのほうは、下の内容の2－（1）のところになりますけれども、職員の体制につきましては、指定管理として、事務職員が2名（嘱託職員、臨時職員各1名）とし、そのほかセンターの事務局長が全体の管理責任者、センターの正規職員4名、4名のうち1名を副管理者といたします。

（2）職員の研修等については、（2）の1から3にありますとおり、各種研修会への参加を推進いたしますが、参加できない研修等に関しても、④のように得られた情報につきましては、伝達研修等々を行い、各職員間での情報の共有を図っていくこととしております。

続きまして、次の41ページについて御説明させていただきます。

41ページ、様式5－11、個人情報の保護について御説明させていただきます。

個人情報の保護に関しましては、白井市個人情報保護条例をはじめ、関連法令を遵守するとともに、保管や持ち出し上の注意等を厳守して取り扱うものといたします。

続きまして、1枚めくっていただきまして、42ページ、様式5-12、その他関係法令の遵守については、こちらのページに書いてあります関係法令等を遵守し、白井市高齢者就労指導センターの管理を行うものいたします。

続きましては、様式6、ページでいうと44ページからになりますが、こちらの44ページの様式6-1のところから、年度前に収支計算書等を掲載しておりまして、令和7年度の収支計算書を基に御説明をさせていただきます。

こちらの44ページ、(2)の1のところになりますが、人件費につきましては、嘱託職員、臨時職員各1名分を見ており、その主な内訳といたしましては、またページが先行くのですけれども、めくっていただきまして、少し横書きになっています46ページ、こちらの様式の6-2の形の人件費内訳表にあるとおりになっておりまして、各職員の基本単価につきましては、最低賃金上昇を考慮しておりますので、年度ごとに上昇するようにしております。

こちらについての詳細につきましては、まためくっていただいて、積算根拠については48ページ、資料で言いますと別紙4-1の収支計算書、算出資料、令和7年度となっておりますが、こちらのほうの資料を御参考をお願いいたします。

続きまして、事業費につきましては、こちらについては講習会の実施費用となっております。詳細につきましては、めくっていただいて49ページ、別紙5-1。こちら文字が小さくなって申し訳ないです、こちらのほうになっておりまして、講習会の講師につきましては、先ほど述べさせていただいたとおりなのですが、会員が講師として行うものについては、上から4番目の障子講習会から襖の張り替え、パソコン、刃物研ぎ、植木剪定、手工芸講習等があります。

施設管理費につきましては、施設の管理委託費や電気代、その他消耗品費などとなり、詳細につきましては、また横書きになっておりますが、先の56ページ、57ページ、別紙6-1、6-2に記載しております。

続きまして、財務状況につきましては110ページで、インデックスといたしましては決算報告書110ページの決算報告書のところから、令和3年度から3年分の決算報告を掲載させていただいております。

そのうち、様式、また先になりますけれども、164ページから貸借対照表を一覧化したものとなっております。未収金、未払金に関して、主に会員に支払う配分金となっております。

また、什器備品として、ハンマー、ナイフ、除草機を購入いたしました。その経費として減価償却引当金を切り崩して購入に充てております。

また少し行きますけれども、166ページからの様式11のところでは、令和3年度からの損益計算書を掲載しております。

上段にあります会員の受託事業収益の増加等により、経常収益は増加傾向にございま

すが、人件費とか等の増加によりまして、まためくっていただいて168ページ、一番最終のところになりますけれども、こちらの下の方、当期一般正味財産増減額がマイナスになっておる年度もございますが、3年を通して見た結果、令和5年度末の正味財産期末残高と令和3年度の一般正味財産の期首残高が同程度となっております。

ただし、152ページのインデックスで言えば参照のところでは、令和6年度収支決算においては、人件費の増加やインボイス制度による租税公課等の増加等により赤字予算として作成をしております。

また、戻ります。128ページからのインデックスの事業報告のところになりますが、こちらの128ページから令和3年度からの事業報告を掲載しております。

各年度事業目的として活動を行ってきましたが、実施に当たっては、遵法主義の徹底や安全適正就業の推進等を基本としながら、会員の増強、就業先の開拓、地域社会への展開を行ってきました。これらを引き続き、インデックスの、また先に進みます。事業計画、156ページにあります今期事業計画でも行っていくつもりでございます。

以上で説明を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

●会長

御説明ありがとうございました。

では、質疑のほうに入っていきたいと思います。では、委員の皆様、質疑がありましたら挙手の上で御発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

お願いします。

●〇〇委員

〇〇と申します。よろしくお願いします。

このファイルのページで言うと152ページ、収支予算書というところを少し御覧になってほしいのですけれども。

御説明の中で、通常、利益を追求するような株式会社さんなんかは、予算を組むときに赤字を前提に予算を組むというのは、なかなかそうは見受けられない状況でございます。ただ、御社については公益法人であり、収益を目的とする団体ではないと、そこでは重々承知はしております。

予算額を見ますと、当期の一般正味財産増減額がマイナスになっている。これは、ここに記載のとおりだと思います。その要因として、お話の中では、人件費の高騰、あとは消費税、こちらインボイスに対応しているとのことなので、そこが少し予算の中でも赤字というところにつながっているのではないかとこのところでお話しいただいていたと思います。

この御時世で、今、人件費の高騰だとか物価の高騰もあり、あとは消費税というのも例年納付していくわけなのですけれども、今回は、この赤字の予算を組んでおられる、その後の展開というか、赤字をずっと例年やっていくという話ではないとは思うのですよね。

そこら辺の今後の見通しというか、対策というか、そういうものがあればお聞かせ願いたいと思います。

●シルバー人材センター

お答えします。〇〇委員がおっしゃったように、うちは公益社団法人なので、売り上げとか利益を追求するというだけじゃなくて、逆に黒字になると指導が入ります。令和4年度の収支が230万ぐらいの黒だったのです。この黒が3年間経って残っていると、今度、書面の指導になっていきますので、その230万円を早く消さなきゃいけないということになります。

それで次の予算をつくるときには、我々がやらなければいけない高齢者に対する就業のサポートであるとか、あとは人生を楽しく生きてもらうためのいろいろな仕組みであるとか、そちらのほうに金を使っていくような予算をつくって、その黒字の230万円を3年以内に消すということで予算作成をしております。

以上です。

●〇〇委員

ありがとうございます。ということは、今、僕が見ている資料というのが、令和3年度から、この予算の令和6年度、数年間しか見ていないのですよね。お話聞く限り、そういった制度の問題とかあると思うのです。その中で、例えば、長期的に見て、黒字のところがあったり、赤字のところだったり、こういうものを長年調整をしていってというふうに運営を進めていらっしゃるのかなというふうに、今、御回答いただいたようなところで思ったのですけれども、そのような感じですか、イメージとしては。

●シルバー人材センター

そのとおりです。大体3か年計画ぐらいを組んでいるのですけれども、黒字、黒字で、赤字が今度2年続いたら黒字になるような、そういうような予算をつくって、その予算に基づいて実行していくと、黒字にならないで赤字になってしまうと逆に運営ができなくなってしまうので、黒字と赤字を繰り返して、黒字が出たら、それを少なくする。赤字がいつてしまうと今度運営できなくなってしまうので、次は黒字予算にするようにするか、というような繰り返しをしております。

●〇〇委員

理解しました。ありがとうございます。

●会長

その他、御質問いかがでしょうか。

では、お願いします。

●〇〇委員

委員の〇〇と申します。よろしくお願いします。

先ほど事業費の節減というような部分で、例えば講師ですね。いろいろな講習会の講師

について、会員の中から講師をしてもらうというようなお話があったのですが、その場合というのは、その会員さんに対して、報酬みたいなものというのは支払われるのですか。

●シルバー人材センター

回答させていただきます。支払いはさせていただいております。

多分、安くするということになっているので、無償かなという、もしかしたらイメージがあったのかもしれませんが、普通の民間の業者さんに頼むよりは安く、うちの会員さんのほうで、もともとのキャリア等々も生かして御対応させていただいているというところでございます。

●〇〇委員

そこでお伺いしたいのですが、シルバー人材センターさんの本来業務というのは、高齢者の就業のあっせんと、あと技術指導、もしくはその技術を高めるためのそういった講習とか、そういったいろいろな切り口から高齢者の就労をあっせんしていくというようなものが主な事業というふうに考えていいのでしょうか。

●シルバー人材センター

センターの主な事業としては、会員登録をしていただいて、その方に就労の機会を紹介するというのがメインの事業にはなっております。

●〇〇委員

その中で、先日こちらのシルバー人材センターさんのほうの指定管理の審査があるということで、ホームページをいろいろ見させていただきました。

その中で私が感じたのは、会員登録がまず必要なのですよね。1人2,000円でしたか。今、金額分らないのですが、それに対して、それも収入になっている割りに、就労をあっせんする、今、こんなお仕事がありますというページを見たら、非常に量的に少ないような気がして。これでは、先ほどもおっしゃっていた会員数に対して、全然仕事が足りないのではないかなという印象を受けたのですが、その辺はどうでしょうか。

●シルバー人材センター

おっしゃるとおり、入会した会員、100%、就業を毎年しているわけでは残念ながらなくて。今ですと、年間の就業率が大体70から80%ぐらいという形になります。どうしても就労先が基本的に白井市内に限られてきますので、その中で、市役所さんですとか、あとは各企業、民間の一般の御家庭、そういうところからお仕事の御依頼を頂いて、それで入会する会員さんの御希望する、基本的には、お仕事に沿った内容を提供していますので。ホームページに載っているところだけでは少ないように感じてしまうかとは思いますが、そこに載っていないところでも、単発的なお仕事とかでしたら、そこに載せて募集をするというよりも、その場で御希望される方に御紹介して、行っていただくような

こともございます。

●○○委員

ホームページのほうに載っている仕事だけではなくて、会員さんに対して、いろいろな仕事の窓口が別にあるという形なのですかね。

●シルバー人材センター

そうですね。基本的にホームページにおいて、こういう仕事がありますよというところで、具体的な企業さんから来たところのお仕事ができるように使っていますけれども、定期的に、会員数が、御希望するお客様の数に対しては逆に少ない業種などもありますので、そういうのは、例えば除草作業ですとか、剪定作業ですとか、そういうのはずっと広く募集をかけているものもあるのですけれども、やはり以前と比べて、そういうお仕事を希望される方も少なかったりするので、逆にそこは1行で済んでしまっているのですけれども、複数人、たくさん欲しいというお仕事などもあります。あとは、そういうところで載らなくても、御依頼来たところに対応しているものは、もちろんほかにもあります。

●シルバー人材センター

ホームページに載っているお仕事は、今お客様からお仕事を頂いて、まだ会員さんを派遣できていないものしか載っかっていないのです。だから今、ほとんどの会員は就業していますので、その就業しているお仕事は、あそこには載っていないので、ほとんどがあそこには載っていない。今、お客様対応できていないものが、今こういう仕事がありますよ。逆にお客様が要望していないのに入れてしまうと、今度ないじゃない、実際はとなってしまうので、今、お客様が待っていらっしゃるお仕事しか、あそこには載っていません。

●○○委員

要するに、あそこに載っているのは、不人気職種ということですか。なかなか出られない。例えば、私なんかも見まして、植木剪定、それから清掃ですか、団地などの清掃とかいろいろ書いてありましたけれども。昨今、この時期、こんな暑い中で、なかなか高齢者がやる仕事としては、しんどい仕事なのではないかなというふうに逆に思うのです。そういったものだけでは、あそこに載っていない、ホームページにはそういったものは載っていないということであれば、あそこのシルバー人材センターが入っている就労支援センターですか、建物。そこに行って、そういった職を探さないと、なかなかそういった職は見つからないというふうなことなのでしょうか。

●シルバー人材センター

もう一回質問してもらっていいですか。質問のポイントをもう一度お願いします。

●○○委員

不人気職しかホームページには載っていないのであれば、実際にほかの仕事、今、就労を既にされてしまっているというふうに言っていましたけれども、そういった自分に合うようなお仕事を探したいという人は、直接、就労支援センターのほうに行って、そこで

何かしらの接点を持って、会話したり、いろいろな接点していないと、そういった仕事には、たどりつけないということなのではないでしょうか。

●シルバー人材センター

おっしゃるとおり、市民の方がこういう仕事をやりたいという仕事の内容と、あと、お客様のほうから、この仕事をシルバーでやってくださいというところの、我々マッチングと呼んでいるのですけれども、これが一番難しいです。ですから、会員さんがこれやりたいと言うのだけれども、お客さんのほうからは、そういう仕事がないというのはやっぱりありますので、そのときに来てもらって、例えば会員さんがこれやりたいとおっしゃっているんだけれども、なかった場合は、似た仕事でこのような仕事がありますよ、あのような仕事がありますよとかという会話をしながら、我々よく言うのは、まずはやってみましょうと。やってみて、これは自分に合わないなとか、自分はこの仕事嫌いだなと思ったら、それは、やめてもらって結構なので、次の仕事はまたお世話しますからという言い方で、まずはトライしてもらおうということでお勧めをしております。

●〇〇委員

それは、窓口のほうでやってらっしゃるってことですか。

●シルバー人材センター

電話で来たら電話対応しますし、来ていただいたら窓口ですね、そこで対応するということですね。

●〇〇委員

分かりました。

●会長

その他、御質問いかがでしょうか。

お願いします。

●〇〇委員

会費を取られているということなのですから、指定管理料が入っている現状で、会費はどのようにお使いになっているのですか。

●シルバー人材センター

会費は、シルバー人材センターの運営ですので、シルバー人材センターの事業運営のほうに利用しております。

指定管理料のほうは、うちは貸し館で利用料金は取れないので、指定管理料で入ってくるものは、その指定管理で行う講習会の開催費用ですとか、あとは、こちらの施設の外部委託ですとか、消耗品ですとか、そういうものと、あとは、指定管理の作業をしてもらう者として、2名分の人件費というか。

●〇〇委員

それは、どのように使われているかというのは、この貸借対照表とか、経理財務面つい

ていますのでいいのですけれども。ここに受け取り会費って書いてあるので、これ具体的に思ったのですけれども、何だろうと思ったのですけれども。

そうすると、人材センターは、公益のこのシルバーセンターと別に使っている経費みたいなものというか、かかって使っているよということなのですか。すいません、よく分からないので。同じこの決算書に載っているの。

●シルバー人材センター

分かりづらいのですけれども、公益法人の会計基準として、指定管理の取扱いが、うちのほうのシルバー人材センターで受けている事業の一つとして入ってしまっているの、合算して、こちらのほうの様式10とか11とかに載っている決算資料と同じように、一つに合わさってしまってるので、そのところで分かりづらくはなっているのですけれども、シルバー人材センター事業だけにしか使用しないというか、会費のほうの使用用途としては、指定管理のほうに使う分ではないという感じになってはおります。

●〇〇委員

使用目的が限定されて、限られているということですね。

●シルバー人材センター

そうですね。シルバー事業のみという形になっています。

●〇〇委員

分かりました。ありがとうございます。

●会長

その他、御質問いかがでしょうか。

私のほうから質問させていただきます。会長の寺嶋です。よろしくお願いします。

管理体制についてなのですけれども、市側の配置基準ですと、管理責任者1名と事務職員1名ということになっていますが、実際に配置されている人員でいうと、センター側の人員が5名ですか。局長1名と副管理者とプラス事務職員3名というのが追加で配置されているという形になっていますが、これというのは、この追加の5名というのも、この高齢者就労指導センターのほうに常駐しているという形になっているのですか。

●シルバー人材センター

はい、常駐しております。

●会長

常駐されているのは、6名ぐらいが常駐されているような認識になるのですか。

●シルバー人材センター

はい、そうです。施設のところでいいますと、そうなっておりますのと、あと指定管理のほうの嘱託さんと非常勤さんのところの話でいうと、非常勤さんに関しては、シフト上で出勤をしております。

●会長

ちなみに、こんなに増員されているのは、どのような理由になるのですか。増員というか、市側の想定より、大分多い人員を配置されてらっしゃいますが、これはこういった活用のされ方をされているのでしょうか。

●シルバー人材センター

まず基本的な施設の管理、講習会の運営につきましては、嘱託職員と臨時職員が中心となってやっております。

ただ、講習会の受付のときだったりとか、講習をやる際の設営とか準備のところで、一緒に協力をしてやっていると、常に一緒にという、同じ場所にいるので、別々なことをやっているわけではないのですけれども、そういったサポートでしたりとか、そういうふうな感じの意味でと捉えていただければと思うのですけれども。

●会長

分かりました。ちなみに、今回、収支計算書のほうには、この嘱託の方と臨時の方の人件費しか入っていませんけれども、このセンターさんのほうから出されている5名分の人件費というのは、それは、センター側の予算から来ているという理解でいいですか。

●シルバー人材センター

はい、そうです。先ほどもありましたように、こちらの、うちの全体の収支計算書ですとか、そちらのほうには普通に人件費と載っていますけれども、こちら合算したような形で載ってしまっているような形にはなっておりますが、シルバーのほうの収支として、こちらで58ページでいうところの上の3名、シルバーからの5名分のほうは、シルバーの予算のほうでまかなうような形になっております。

●会長

あともう一点少しお伺いしたいのですが、過年度の話になるのですけれども、こちら手元に直近3年分の令和3年、4年、5年分の経費の実績額という情報があるのですが。これで、令和4年度の人件費は大体〇〇〇ぐらい低いのですけれども、これは何があったかというのは、現時点で分かりますか。

大体、令和3年、5年が人件費〇〇〇ほどなののですけれども、令和4年だけ人件費が〇〇〇になっているのです。これは、どういう理由でというのはお分かりなのでしょうかという質問です。

●シルバー人材センター

すいません、すぐ細かい回答のほうはあれなののですけれども、職員といいますか、先ほど想定していた2名分の指定管理の分で取っている職員の退職とかがあった年もありましたので、それがこの4年度に当たるかどうかというのは、確認してみる必要はあるかと思います。

●会長

あともう一点なののですけれども、令和7年度の今回予算として出していただいている

収支決算書を見ると、施設管理費のところでは〇〇〇で計上されていらっしゃるんですけども、直近3年間見ると、施設管理費が大体〇〇〇ちょっとぐらいで推移しているのですね。令和3年度が〇〇〇、令和4年度が〇〇〇、令和5年度が〇〇〇というふうに推移していらっしゃるのですが、令和7年度から大体〇〇〇ぐらい増えているという計算になっているのんですけども、これは何かあったのでしょうか。

●シルバー人材センター

ここも詳しいところは調べてみないと何ともなのですけども。一応、例年というか、通常使っています空調の保守とか空調機が利用できなかった時期が何年かありまして。その部分で、管理費が使わないで済んでいる部分があったのと、あと同じく空調の部分で、以前はフロンの検査とかというのもあったのんですけども、どちらも管理対象外だったということで、なくなったりした時期がいつだったかというところを調べてみると、詳しいところは分かってくるかなと思うのですが。今、すぐには、全体的なところは何ともなところですよ。

●会長

私からは以上になりますが、その他、御質問等いかがでしょうか。大丈夫ですか。お願いします。

●〇〇委員

〇〇と申します。緊急時の対応についてお伺いしたいのですが。こちら、ページでいうと17ページのほうになるのですが、いろいろな防災防犯、あと防火の辺が書いてあるのんですけども、実際に講習時とか作業されているときに、けがをしたりとか、そういうことが実際にはあると思うのですが、それについての保険は入っていらっしゃるみたいなのですけども、実際にどういう対応をするかというのは、情報共有とかは職員の方でされているのでしょうか。

●シルバー人材センター

はい、そうですね。うちのほうで講習会を開催するときに関しましては、先ほどの指定管理のほうでやっております2名の者が、基本的には現場のほうについておりまして。言ってしまうとあれなのですが、パソコン講習会とかそういうものだと、あまりそういうことって起こり得ないのですが、植木の剪定講習会とか草刈機の取扱い講習会等々になりますと、エンジンをかけて肩掛け除草機を利用したりとか、そういったこともあるので、そういうときには、誰が安全な距離を保ったりとか、そういうところの指導については、基本的に指定管理担当者がやっており、そういうときに、先ほど会長様のほうからもありました人員配置のところ、人数が多い講習のときなどは、例えば私だったり、〇〇だったり、ほかの者が張り付くという、見ているみたいで嫌なのですけども、そういうふうな形で、現場の安全確保というところは御対応させていただいているような状況でございます。すいません、長くなりました。

●○○委員

安全確保とかではなくて、実際にけがをしてしまった、救急車を呼ばなくてはいけないとか、ある想定はできると思うのですけれども、そういった場合の何かマニュアルというか、ほかのところでも、そういったものをつくっているところもあるのですけれども、実際にこれ見ると、そういった110番、119番するというのはあるのですけれども、けがとかそういうのには当てはまっていないなと思ひまして。そういったときに何かマニュアルみたいな、すぐに冷静にそれを見て、対応できるというものがあるのかなと。

●シルバー人材センター

こちらのほうは、うまく消防所へのダイヤルの仕方だと、マニュアルですと火災のことになってしまっているのです、けがの対応としてのマニュアルを追加して作っておきたいなと思ひます。

ただ、うちも講習会以外のところで、例えば会員のほうが作業をして体調悪くなったりとか、それも現場のときもありますし、あと帰ってきてから具合が悪そうだなというときもありますけれども、特に今の時期、熱中症とかですと、そういう場合は、こういうマニュアルに頼らず、体冷やしたりですとか、あとは救急車呼ぶとか、この辺のところは一応対応しているので、そういうのを応用して、一応は今のところは対応しているというような感じにはなっております。

●○○委員

ありがとうございます。

●会長

その他、御質問。

お願いします。

●○○委員

確認ですけれども、労働者派遣事業の収益上がっていますけれども、これ労働者派遣法の記載がなかったのですけれども、この42ページに。労働者を派遣されているのですよね。

●シルバー人材センター

一応、派遣事業、うちはやっているのですけれども。派遣事業自体といいますか、千葉県下のシルバー人材センターの派遣事業の本社というか派遣元というのが、県の連合会のほうが派遣の資格を取っております。各市町村のシルバー人材センターは、派遣事業を行う場合は、出先みたいな形、窓口みたいなところでやっているというところなので、こちらのほうに派遣法のほうを記載する必要があるかというのは、連合のほうにも聞いてみたいと思ひますけれども、一応それにのっとって、うちのほうではやっているような形ですね。

●○○委員

派遣法にのっとってということで。記載はないけれども。

●シルバー人材センター

記載はないけれども、一応本社といいますか、千葉県の連合会が派遣元として、うちの会員が派遣登録をして、その間を取り持っているのが白井市のシルバー人材センターという形になって、今のところはやっております。

●〇〇委員

記載があるかどうかは重要ではなくて、それを認識の上で派遣をされているかどうかのほうが十二分に重要だと思いますので。

あとは、48ページ御覧ください。

人件費内訳書の職員諸手当、時間外手当についてお尋ねします。この積算が〇〇〇掛ける120時間になっているのですけれども、これは、どのように〇〇〇という数字が出たのですか。

●シルバー人材センター

一応こちらのほう、嘱託職員のほうで。今こちらに載せてあるのですけれども、先ほどありましたように、センターのほうと一緒に会計になっておりまして、全体の基本給というか、そのところがどうしても按分して、センターのほうからも払っている部分があるので。時間外の手当のところだと、実際に普通の部分でしたら、1.25掛けてという計算をして出すのですけれども、そこ出した分で、こちらのほうの指定管理料として持っているものが〇〇〇分を負担するというような按分で分けているので。足りない部分は。

●〇〇委員

按分割合とかは。

●シルバー人材センター

按分割合とかは。

●〇〇委員

ざっくりでいいのですけれども。

●シルバー人材センター

ざっくりですと、8割負担ぐらいですか。指定管理のほう。

●〇〇委員

最低賃金が1,026円、そこから1.25倍しても、絶対これ〇〇〇欠けるよなと思ったのと。それから翌年度になると、これが〇〇〇に跳ね上がるのですよね、時間外手当が。

●シルバー人材センター

そのところが、1,000円単位で合わせているというところもあるのですけれども、そのところは、按分でどちらが多く出しているかというところの切りのいい、1円単位で出してもいいのですけれども、この場合。

●〇〇委員

1円単位が正しいとかということではなくて、1,000円が2,000円になる内訳、予算の立

て方ということです。

●シルバー人材センター

そのところで、負担割合とかも。

●〇〇委員

割合が急に変わるということですか。

●シルバー人材センター

割合も変えているというところですね。変わってはきています。どうしても指定管理料のほうで、上限はやはり全体のところで決まっていますので、人件費のシルバーの負担が、7年度よりは8年度のほうが多く負担するような形にはなっております。

こちらのほうで、最低賃金のところが先ほど話ありましたけれども、その最低賃金のところと、あとシルバーのほうの基本給決めるときも参考にしているのですけれども、市のほうの給与体系とか、あちらのほうの上がり具合とかも想定して基本給のほうを想定させていただいているので。そちらのほうから計算したところで、こちらでいうと。

●〇〇委員

それが〇〇〇が〇〇〇になった。

●シルバー人材センター

それで、44ページの収支計算書のところが1,000単位で示してしまっているのも、こちらに合わせるのに四捨五入とかすると、1時間当たりの単価ですと、どうしても1,500円だと2,000円になってしまったりとか、そういう計算でさせていただいているので、表記としては、急に倍に増えたような形にはなっているのですけれども、実際のところは通常に計算して、シルバーのほうと按分して支払うような形にしていくというような分にはなっています。

●〇〇委員

分かりました。ありがとうございます。

●会長

その他、御質問いかがでしょうか。

以上で質疑のほうを終了したいと思います。お願いします。

●事務局 ありがとうございます。

以上をもちまして、公益社団法人白井市シルバー人材センターの審査を終了いたします。長時間の説明、審査、大変お疲れさまでした。

では、応募団体の方は退出してください。

これから採点及び委員会の討議をお願いします。

なお、答弁については、自らの採点結果を出すことのないように、質疑や討議をしていただきますようお願いいたします。

●会長

では、採点に当たりまして、委員間で討議したいことがありましたら、挙手の上で御発言をお願いいたします。

まず、財務的なところですが、〇〇委員から何かありますか。

●〇〇委員

シルバー人材センターさんは、公共性がすごく強い団体というところで、民間の職業、株式会社とか、先ほど申し上げたとおり、利益を追求するところではないというところで、皆さん、イメージしていただけたらなというふうに思います。

通常、利益が上がる、上がらないというところを見ていくわけなのですが、こういう公益社団法人独特のこういった特性を皆さんイメージしていただいて、赤字の予算を組んでおられるわけですが、これ今後、黒字にしたり、赤字にしたりという、長い目で見てプラマイゼロにしていくような、そんなイメージで多分描いているのではないかなというふうに思いましたので、健全的なところと言うと、収益性というところと言うと、問題はないのではないかなというふうに思います。

あとは、貸借対照表、財産がどのくらいあるかというところなのですが、現預金の推移とかも見てみますと、〇〇〇くらい落ちていたりとか、上がったとか増減は見られますが、平均して〇〇〇以上というところをキープしていらっしゃるところ。それに、それ以下の未払い金とか負債部分というところで収まっているという、こういうところを踏まえても、財産状況に特段、何か問題点があるというところはないのではないかなというふうに思いました。

以上です。

●会長

私からは、概ね同じ見解です。

貸借対照表的には、少なくとも向こう2年でいきなり潰れるということはないだろうというような現預金の状況になっていますし、損益計算書のほうも、そもそもの収支、最終的な収支について、プラマイが中長期的にゼロになるような予算の立て方を組んでいるということです。

内訳を見ても、基本的に結構補助金の割合が大きいと、〇〇〇くらい国と白井市から補助金を受け取っているということで、結構、これで補填されている側面もありそうなので、基本的に財政面で問題がありそうというところはないかなという所感ですね。

その他、何か討議したいことがありますか。いかがでしょう。

個人的には、〇〇委員の最後の質問にもありましたけれども、全体的に収支計算書の金額の積算には、ちょっと疑義があるなとはいろいろ思いましたが。直近の令和5年度も、予算だと施設管理費〇〇〇のところが、なぜか〇〇〇で済んでいるみたいな状況なので。これは、いろいろ内訳出してもらいましたが、実際はそんなにかかっていないのだろうかというのは結構あたりとかですか。

あと単純に、人員配置で、なぜかセンターからプラス5名来ているというので、何をしているのか聞いても、手伝っているみたいな、いる必要があるのかみたいな配置の仕方でもありますので。あまり効率的なイメージはないというのは、率直にあります。どうですか。

ただ、今回の趣旨が、向こう2年間で任せられるかというようなところであれば、問題はないのかなと。どちらかというと、この2年間での検討に際して、そのあたりを考慮した上で検討されるといいのかなというような所感ですか、私からは。皆さんいかがでしょうか。

●〇〇委員

私も同じ意見で、業務やっている事業、どう見ても印象的に、この仕事にこんなに人数いるというぐらいの人員配置していて、それが指定管理料に全部載っていて。市側では、その部分をあまり精査することなく、そのまま予算化しているというイメージがあるので。今後2年の中では、その辺を見ていく必要があるのかなというふうに感じました。

●会長

センターから配置されている5名についての人件費は載ってはいないので、勝手にやっているという感じではあるのですけれども。全体的に。

採点に入りましょうか。

●会長

では、採点のほう、終了いたしましたのでお願いします。

●事務局

それでは、集計結果がまとまりましたので、事務局から審査結果について御報告させていただきます。

申請団体の公益社団法人白井市シルバー人材センターについては、総合評価点数は459点で、(13)の団体等の経営状況については35点ということですので、1人5点以上の30点を超えておりますので、合格となります。

以上となります。

●会長

ありがとうございました。

では、主な選定理由の決定を行います。何か御意見がありますでしょうか。

前回のが、今、出ているやつですか。

●〇〇委員

業態としてのノウハウが蓄積されているということではないですか。シルバー人材センターとして、高齢者に就労援助するための。

●会長

これから変えようと思っていることを考えると、あんまり積極的な選定には書きづら

いですね。

●〇〇委員

無理に選定理由を多くする必要もないのではないかなと思います。皆さん、あと2年だからとか、そういう面では合格点かなみたいなことで。1社しかないしという。

●会長

今後の検討として、指定管理として、その代わり非公募ではなくなるみたいな可能性は一応あるんですか。

●高齢者福祉課長

先ほどのお話にも、本当に、そもそもこの今の指定管理の在り方がどうなのかというところで検討していくので、今後、1社じゃなくなるとか、そういうところは、まだ先の存続させるという方向では、なかなか。

●会長

今後、また他の業者も呼び込む可能性があるという話であれば、二つ目の選定理由はないほうがいいかなと思っていて。長年やっているところが選定理由として使われてしまうと。では、もう、ここから新規参入は無理だなということにもなりかねないので、ないほうがいいかなと思ったのですけれども。そういうことがないのであれば、別に使ってもいいかなと思っていました。

二つ目の理由は、そのままでいいですか。団体としては安定した経営が行えるというのは、うそではないので。ここはいいかな。

●〇〇委員

県内有数の加入率をほこっているというところが、今回比較できなかったのも、逆にそこは、公益法人として安定した経営が行われている程度でいいと思います。

●〇〇委員

県内有数の加入率。高齢者のうち、加入している比率というのは、白井のシルバーは。

●会長

そういう感じの説明はありました、途中で。総勧誘率が高いみたいな、アピールしていました。

●会長

1個目が、業態として、高齢者の就職を支援するためのノウハウが蓄積されていること。高齢者の就職を支援するための就労でいいです。されており、施設の目的に即した運営が期待できることとかですか。あまり期待できないのですけれども。

●〇〇委員

前段のところなのですから、就労を支援するという体で。

●会長

というところ。

●〇〇委員

ハローワークになってしまうではないですか。

●会長 そうですね。

●〇〇委員

だから、それは、やっぱりシルバーならではの、この就労指導センターということなので、そこに技術の習得というのが基本として、もし、この就労支援というのを使うのだったら。

●〇〇委員

就労のための技術を支援するとか。

●〇〇委員

技術を習得させるとか。

●〇〇委員

就労のための、何かに。

●〇〇委員

それがこの基本方針なり、設置目的のところにも書いてありますので。

●会長

技術習得ですか。

●〇〇委員

高齢者の就労のために必要な技術習得。こんな感じですか。

●会長

施設の目的からすると、このような文言という感じです。あとは、ずっとやってきたことを選定理由にするかどうかです。

●〇〇委員

ごめんなさい、そもそもなのですけども、この白井市シルバー人材センターというものがあきで、この高齢者、この施設ができた。

●〇〇委員

どっちが先かという話。市の時代からさかのぼると、そんな感じはします。

●〇〇委員

ですよ。だから。

●〇〇委員

よく分からないです。

●〇〇委員

だから、そういう施設。

●高齢者福祉課長

シルバーが多分、先なのだと思います。

●○○委員

その次の年か何か。

●○○委員

私は、この赤字の部分は消したほうがいいと思います。予算のつき方も雑だし、この19年間一括して、1社しかやっていないということがデメリットを本日感じたりしていますので。

●会長

そうですね。

●○○委員

逆にデメリットというか、そもそもこうやって公募しないものに対して、ここで審査会みたいので話し合うというのは、そもそもおかしいのではないかな。

●○○委員

それは一つの問題で。今、ここで選定理由として挙げると、少なくとも、審査していた人は、これを是非の流れで是としているということになるから。

●会長

それを理由には使いたくないですね。

では、以上の2点の理由を選定理由とした上で、答申はまとめていくという形でいきたいと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

では、事務局、続きをお願いします。

●事務局

答申案につきましては、内容をまとめまして、次回9月25日の審査会に答申として決定できるように実施したいと思います。

今後の高齢者就労指導センターのスケジュールは、10月、答申を基に市の決定。11月下旬、12月議会に上程。12月下旬、議決。1月から3月に協議書の協議締結。令和7年4月1日から指定期間の開始となります。

次回、第6回の審査会につきましては、9月25日の水曜日の13時15分から、本日と同じ本庁舎2階の災害対策室2、3での開催を予定しております。高齢者就労指導センターの答申案の決定、公民センターの選定及び答申案について御審議いただきます。

後日、会議録の確認をお願いすることになりますので、大変お手数ですが、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

●会長

ありがとうございました。

では、以上をもちまして、令和6年度第5回白井市指定管理者選定審査会を閉会といた

します。皆様、お疲れさまでした。